

ネットワーク整備すすむフランスの協同組合

石塚 秀雄 (長野県/協同組合研究家)

1993年1月末に、フランスの協同組合調査のために1週間ばかり駆け足で訪問する機会を持った。1月のパリは底冷えがするかと思っていたが、それほど寒さではなかった。金曜日の夜に到着し、オルリ空港で、2つ星のホテルに電話をして、地下鉄でパリ市内へ向かった。地下鉄は駅の間隔も短く迷路のように入り組んでいるが、案内に従えば容易に目的地まで行くことができる。パリではジャンバルジャンも逃走したという下水見学も観光コースになっているとのことで、複雑なネットワークづくりが得意なのかも知れないと思われた。泊まったホテルは、1871年に歴史上最初の労働者政府を樹立したパリコミューンの舞台の一つとなった市庁舎の近くであった。

翌日の土曜日、パリ大学の近くの本屋に出かけて、協同組合関係の棚を探したが、見つけることができなかった。店員にいくつかの本を引っ張り出してもらい、10キロ近くになったものを、あわてて郵便局に持って行った。本の購入が今回の訪問の目的の一つであるが、本屋にいく時間が確保できるのはこの土曜日の午前中しかない日程であった。日曜日は本屋を含めて多くの店が閉まってしまう。

さてフランスは協同組合思想のふるさとである。自由、平等、博愛のフランス革命の原理は、労働者の社会的経済運動の中では、さらに民主主義と連帯を加えて、協同組合、共済組合、非営利団体とそれぞれの形で発展してきたが、今やフランスではこれらの3つの潮流は、「社会的経済」という共通の枠組みの中で、統合的に戦略がすすめられようとしている。

「社会的経済」(エコノミー・ソシアル)は、そもそもフランス的概念であるが、現在ヨーロッパ共同体委員会の中にも担当総局が設置され、EC加盟国の中でも一つの実体をもった勢力となっ

ている。フランスはその中で、主導的な役割を果たしているといってもよい。社会的経済とは、自由加入、配分しない剰余金、公的権力からの独立、民主的な管理をその倫理的な共通原則として持つ。

フランス政府レベルでは1981年12月にそれまでの縦て割りの各省協同組合などの行政を改めて水平的に関係づけた各省間社会的経済代表委員会が設立された。これは同年5月の大統領選挙により、社会党と共産党の支持によるミッテランの左翼連合政権が成立したと不可分のできごとだった。フランスは自主管理社会主義を理念とする政府の下で経済民主主義的な政策が進められることになった。

すでに1970年にこの社会的経済グループのとりまとめ組織としてCNLAMCA(シヌラムカ、共済・協同組合・非営利団体活動全国連絡委員会)が設立されている。この初代委員長には、現在CICOPA(国際労働者協同組合委員会)委員長のY. レジス氏が就任している。フランスの社会的経済における労働者協同組合の位置づけが非常に高いことの証左でもあろう。現在、このシヌラムカの委員長のG. ダブザック氏は教育協同組合関係の出身であり、社会的経済運動の理論家でもある。ダブザック氏は目を悪くされてドアを探すのに手探りの状態であったが、元気発らつとした話ぶりで、事務局の人々も彼をよく補佐している様子であった。

当初このCNLAMCA(シヌラムカ)は、協同組合セクターと共済組合セクターを組織したものであったが、1976年には非営利団体セクターも加えた。

協同組合セクターについては、1968年に設立された全国協同組合連盟(GNC)がその取りまとめ役である。共済組合セクターについては、フランス全国共済連合(FNMF)と共済保険連盟(G

SACM)が組織されている。また非営利団体組織としては、全国共済・教育協同組合調整委員会(CCOMCEN)と非営利団体基金(FONDA)がある。

人口約5千500万人のフランスにおいて、「社会的経済」は、約その人口の半数の2千500万人がなんらかの形でかかわっており、社会的経済で働く者は120万人を数えフランスの勤労者の6%を占めている。協同組合は、1,800万人の組合員を擁している。

フランスの現行協同組合法は、1947年に制定されたものである。フランスでは、1832年に最初の生産協同組合ができ、また1835年には消費協同組合が設立されている。ロッテデール協同組合に先立つこと約10年である。1860年代以降、各種の協同組合が発展した。特に共済銀行と協同組合銀行はフランスの銀行の中で大きな力を持っていると言われる。

全国協同組合連盟(GNC)には14団体が加盟している。主な区分は、銀行・信用、消費者、労働者、職人、共済、農業、運輸、建設、学校、卸売などの各協同組合である(表、参照)。

フランスの協同組合は法制的には、(1)生産協同組合(労働者協同組合)、(2)自営業・家族

企業協同組合(農業、漁業、職人、商業、運輸の各協同組合)、(3)消費者・利用者協同組合(生協、住宅協同組合)、信用協同組合(人民金庫、相互信用金庫、農業信用金庫、協同組合信用金庫)、(4)共済・協同組合銀行(生協系)、(5)教育協同組合に区分される。

いずれの団体も古い歴史を持っている。たまたま協同組合信用金庫の設立100周年レセプションがコンコルド広場に面した会館でおこなわれ、出席する機会を得たが、そこでは大蔵大臣の演説もあり、はからずもフランスの協同組合運動の中心的人物の多くと会うという好運に恵まれた。この協同組合信用金庫は、主として労働者協同組合を始めとする協同組合企業の銀行業務を行うことができる」と法で定められている。

フランスでは日本と違い、各クラスの協同組合がそれぞれ自分たちの金融機関を持ってネットワークを作っている。したがって、協同組合に入ってくる外部資本はこうした信用協同組合の資本であることが多いので、いわゆる資本家的資本の流入はあまり想定されていないとのことであった。

フランスの現行協同組合法では、1人1票原則、出資金に対する利子率は8.5%以下であること、積立金の不分割、解散時の資産は組合員で分配で

フランス協同組合連合(GNC)の概要(1991年)

協同組合の名称	組合員数	労働者数	事業高 (10億フラン)
生産	20,000	32,000	15
消費	1,500,000	18,000	18
住宅	125,000	800	0.7
職人	75,000	4,500	6
運輸	690	5,050	3.5
商業・卸	7,600	3,600	32.4
漁業・共済	40,500	3,000	2
農業・共済	1,500,000	130,000	400
信用・銀行	12,053,000	126,123	2337.5
教育(学校)	3,000,000	100	—

きず他の協同組合などに引き渡すことなどを定め、総じて資本に由来する力を弱める意図があった。

しかし、昨年の1992年7月に「協同組合企業の近代化に関わる法」が出されていくつかの改正が行われた。外部資本の導入の簡素化と投票権を総数の35%（外部資本が協同組合または公的機関の場合は49%）まで認めるといったものである。この法改正については、事業団が近く発行する、昨年の国際シンポジウムをまとめた本の中で若干触れているのでそちらを参照していただきたい。

いずれにしてもヨーロッパの協同組合はあたらしい協同組合原則を模索中と言えるであろう。こうした法改正の動向について、フランス労働者協同組合連合（CGSCOP）の委員長Y. ガレス氏は、「フランスの協同組合関連法制は非常に錯綜している。各法制の整合を計るための作業が今後も必要である。法改正については、協同組合原則の点から議論の余地があるが、ともかく時代の要請の現れとして受け止め、労働者協同組合にとって有利になるように、調整を進めていくつもりである。内部でも1人1票原則が崩れるのではないかという危惧と、その逆に協同組合企業としての資本等の制約をこの際取り払うべきだという意見もある」ということであった。

フランスにおいては、協同組合を支援する機関がその他に次のようなものがある。協同組合最高会議（CSC）は1976年に設立された。首相が議長であり、構成は、協同組合代表18名、行政代表8名、議員4名の30名からなる。社会経済協会（FONDES）が、情報交換、調査研究を目的として、各連合体が参加して1981年に設立された。1983年には社会的経済発展銀行（IDES）が設立された。これは政府が約25%出資し、残りを協同組合銀行と共済団体が出資して、主として資本貸付を行う機関である。

またフランスには5つの大きな労働組合がある。一番古い（1895年）労働総同盟（CGT）を始め、フランス民主労働同盟（CFDT）、幹部総同盟（CFE-CGC）、フランスキリスト教

労働者同盟（CFTC）、労働者総同盟・労働者の力派（CGT-FO）などがあり、公的助成などについての意見の差はあるが、いずれも協同組合をはじめとした社会的経済事業を民主的、自主的、非儲け主義、公的権力から独立した運動として支持している。

ヨーロッパの企業における労働者の経営参加は会社法や協同組合法などで義務付が行われる予定である。この中で協同組合の果たす役割は非常に重要になってくると思われる。フランスの協同組合、社会的経済の運動の中でも労働者協同組合が果たしている役割は実践的にも理想的にも重要なものであることを実感した。

各研究会の今後の日程

協同総研基本研究会 ベーク報告連続シンポジウム

＝第6回（最終回）＝

協同の経済・社会システムとは何か
—経済民主主義・社会経済の姿—

○報告：二宮厚美氏（大阪外国語大学）

報告テーマは上記のもの

○4月3日（土） 13:30～17:00

○明治大学神田駿河台校舎、研究棟4階会議室
（JR線御茶ノ水駅下車、徒歩5分）

＝第13回「労働組合運動と協同」研究会＝

○報告：宮下睦美氏（生活クラブ生協東京・労働組合・評議会）

「生活クラブ生協の労働組合」

○4月9日（金） 18:30

○明治大学神田駿河台校舎、研究棟4階、第5会議室（JR線御茶ノ水駅下車、徒歩5分）

＝「協同」のための北海道集会＝

○メインテーマ

「協同」で切り開く地域づくり・仕事おこし

○6月13日（日） 10:00～18:00

○北海道大学クラーク会館

※詳細は、本号掲載の手島繁一氏の記事を参照。